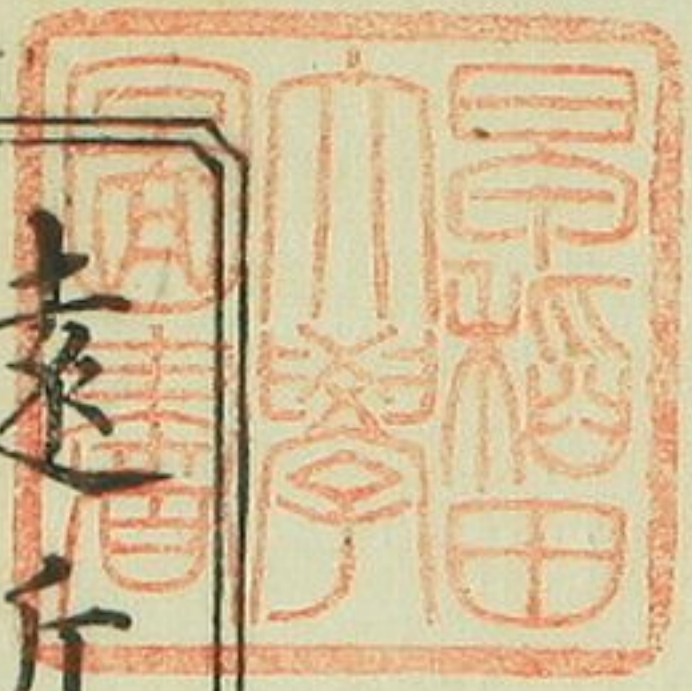


遠近新聞  
第四號



定價一匁

西垣文庫  
文庫10  
7265  
2



特 文庫10  
7265  
2

遠近新聞第四号

慶應四年閏四月十七日

○東叡山より山觸書の写

宮様 所上京の美弥来り十九日 山発輿山治定の  
処日光東台其外山配下向ハ不及申麾下の士多輩江  
戸市中近在近郷寺哀訴歎願ヲ出就中市中并又近在  
近郷の美ハ身命を以奉遮 行輿音又ハ弥 山発輿  
又相成以テ産業をも相廢以趣も申出日く東西ハ奔  
走以出不容易騒擾又付何介 山発輿難遊以万  
山東京の美ハ人心鎮静以迄 山延行仰出以尤右の

新聞

第四号

十七

西郷文庫

5713

趣 大徳督宮内方へも 仰進猶 所所表へも 仰立の事より共 所所表何杯の 水沙汰分爲 在にも難は爲計此段一同厚相心得一宗安全正法興 隆の祈念可抽丹精事

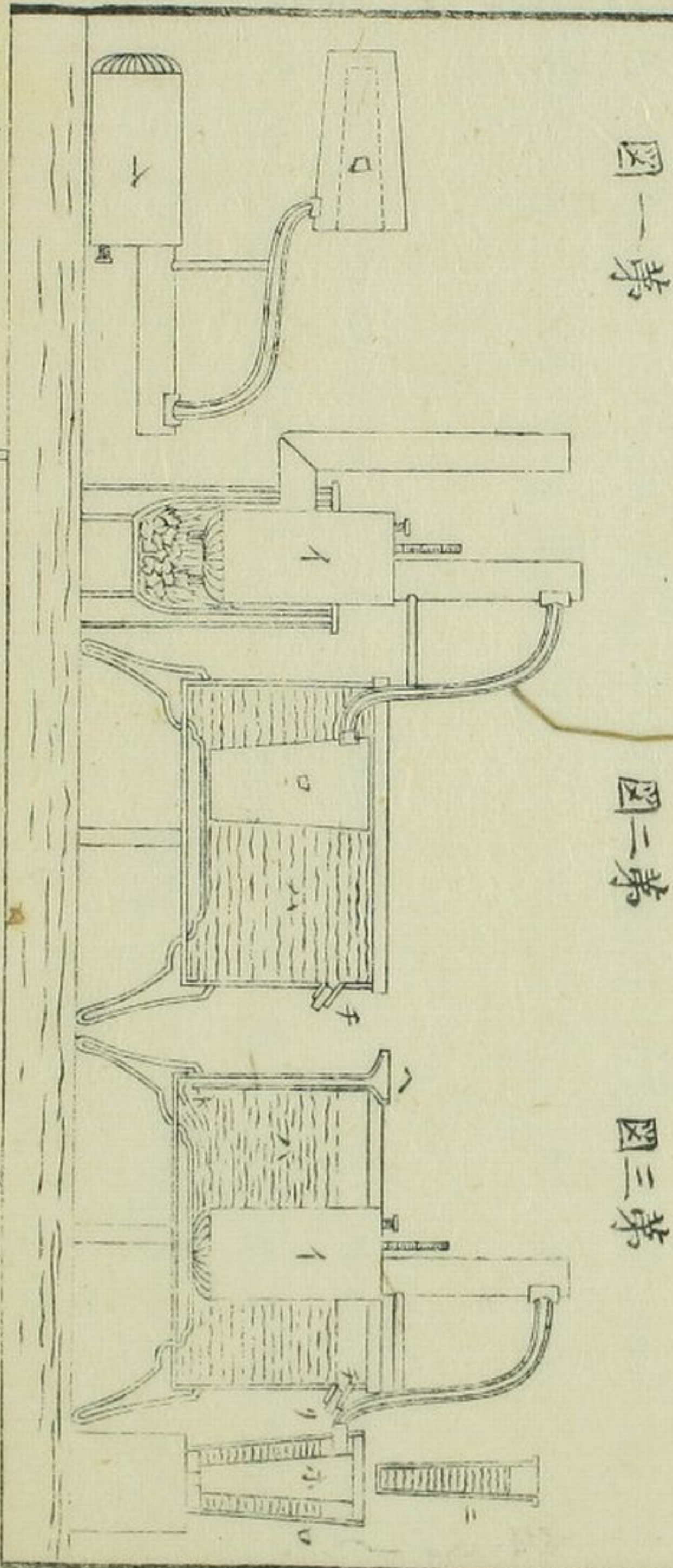
同四月十一日

○壬生より贈る書状の

先月廿六日頃野州鹿沼宿へ中宮内内と称し角の水紋付の装束を着し以水方水越と相成日光近鎮撫いし一越は趣に水座は処思も不寄事故相糾し中以処陸ある證印有り出立の日ハ 先帝崩御の日又當る日のご一故先真偽相

分中は迄ハ差當り壬生も在在 官軍一々警衛有之由

○ 氷を製する器械



図一

図二

図三

氷を製する方

第一回 氷を製するに 枝柄を取掛らざる前より先づ第一  
一箇の如くありて大凡そ十分時間放置せしむべき事  
ある桶を上より下へ傾倒せしむる事

第二回 ①ある罐を竈の上へ置き ②ある桶の之を③ある  
水槽内へ沈入せしむ ④水槽内冷水を盛るもこの桶の  
全身を越ゆること二乃至三センチメートル  
厘余の上へ至らしむべき事 罐の頭へ設けしむる小管  
中へ油少許を滴し 後此管中へ驗温子を挿入し 大凡

百三十度乃至百迄温むべき事 此温度を測るよしと善  
き驗温子を用ゆべし

第三回 罐を火より下へ置し 内部の小桶中へ  
ある水をバク除去し 桶の底の孔を閉じしむる可  
あり 栓を引抜き 然る後 第三回同の如く ⑤ある水槽  
中へ罐を投入せしむべき事 此にありて 栓を備へしむる  
の全身の四分三水中へ浸入せしむる為めあり 今爰  
は凍らしむべき水を把て ⑥ある筒内四分三克  
め透る内部の小桶中へ挿入せしむ 此小桶と筒との間  
は 遊隙をアルコオル或は焼酒を滴入し 且より

乾きしもの毛布をりて桶を蓋ふべし

如斯行ふ所の伎倆ハ唯容易きを以て専務しん水を  
分ち得んしん水槽内の水中に筒の外部を灌入して  
足しりしんアルコオル或ハ燒酒を集り得んと欲せ  
る桶の底の孔を閉くら或ハ第一圖の如くあへべし

寒冷を起生せしむる方

飽克「アレンモニア液」強き硝砂精を以て罐内四分三盈しんべ  
き事此液中の「アンモニア」尾斯焚燒せり後て避離  
し流体とありて桶内ニ轉移せし後此尾斯水の氷凍  
せり後て又再び罐内ニ歸轉せし爰に於て筒中ニ

しる水或ハ其餘他体を凍しむる為り甚しき寒冷を  
生せること此アンモニア尾斯の性ニ係るる故  
あり

伎倆中の注意

伎倆中装置を粗暴に取扱ふ事を禁む加之假しこれ  
を傾倒せし事勿れ若し夫と装置つねに運送の時ニ  
方りて上下轉動をふせし時ハ桶内ニ「アンモニア」残  
苗せざる為り製する前第一圖の如くあへること大凡  
一時間後桶の底を温湯中ニ四半時間浸し又前の如  
く再びあへし四半時間傾くべき事

製する前より何時にても温湯を設けしる桶内は桶  
 を沈め置く事四半時間以上第一図の如く右の時間  
 傾かしむ如斯二三度ある趣旨の桶内は漸く溜り  
 るアンモニアを以て容易に罐内は帰流せしめんが  
 為りぬり〇焚燒する間と凍しむる間の時々水槽内  
 の水を新まをぐ一若し凍らしむる間の數回行ふこ  
 と能はざるも一回の必も之を行ふべし〇凍しむる  
 間水槽中の水を新ませんが為りの簡法を此水槽の  
 底に至る迄挿入せし所の漏斗へ上中へ冷水を注入  
 し此簡法によつて常に水槽の上面より熱湯自ら

水口(+)よりして流出し去る

既に記載せし如く装置焚燒中の温熱は百三十度よ  
 て是よりと云へる事ハ「アンモニア」を溶解する為  
 りハある水槽(第二圖)中の水仮令ひ十二度のものよ  
 り常の温度の井水を用る時の右の温度より是より  
 りとせらるが故あり若し熱湯を以て使用せしときハ  
 製造を容易に得んる為り務めて永く焚燒する事と  
 以此故より二十五度の水を用ひしるは凡百五十  
 度に至る迄焚燒せむんば

氷量五百「ガラム」ニ分七厘計を製せる装置焚燒する

時間凡四十五分時といふ氷量一「キロガラム」  
一キロガラムは我々の二百六十  
分計以下を製せし装置焚焼する時間凡五十五分時と  
かありを製せし装置焚焼する時間凡五十五分時と  
 を氷量二「キロガラム」を製せし装置焚焼する時間  
 凡一時二十五分時といふ凍しむる時間ハその氷量と  
 装置同等あれハ何れも焚焼時間ハ略同し焚焼は供  
 せしむる必を木炭を用ゆる事といふ驗温子の度ハ百  
 三十度を以て定む尚温度昇登せしむ百四十度又百  
 五十度を限りといふ故に絶て百五十度以上に至ら  
 ざらん

辻 理之介 訳

